

(参考) 公益財団法人日本公衆電話会とは

(公財)日本公衆電話会は、昭和47年(1972年)8月15日に財団法人として郵政大臣(現総務大臣)の許可を受けて設立し、母体は公衆電話受託者の団体「日本公衆電話会連合会」です。平成24年(2012年)10月1日 公益法人制度改革に伴い内閣総理大臣の認定〔府益担第7801号〕公益財団法人へ移行しました。

平成18年に施行された「公益財団等の認定に関する法律」に基づくもので、昭和47年から町の公衆電話である「赤電話・青電話」の受託者に組織された『赤電話会』から『財団法人日本公衆電話会』として移行して以来、財団法人移行後40年、「赤電話会」から60年の歴史を引き継ぎ、公益財団法人として移行したものです。

今回、公益財団化にあたっては、旧法人の設立の趣旨、活動等をほぼそのまま引き継ぐとともに新たに『**地域社会の安全と安心の向上と健全な地域社会生活の充実に寄与する**』ことを目的として掲げ、公益事業を行う組織として出発したものです。

設立目的等

地域社会における安全と安心に関する情報提供活動および啓発活動、並びに地域環境整備などの諸活動を推進することにより、地域社会の安全と安心の向上と健全な地域社会の充実に寄与するため、以下の事業を推進します。

- (1) 「清潔・快適・便利な」公衆電話を基本とした利便向上に向けた事業
- (2) 「安全で安心できる地域社会」の実現に向けた事業
- (3) 社会生活に有用な情報を提供するための調査研究に関する事業
- (4) 地域活動、ボランティア活動その他の社会貢献に向けた事業
- (5) その他、公益目的を達成するに必要な事業

組 織

本部は東京(東京都新宿区)に置き、全国11地域に統括支部、また、各県単位に支部があります。(全国11統括支部、47支部)なお、全国の会員数は約1.8万会員、会員公衆電話機数は2.9万台です。(令和6年3月末現在)

主な活動内容

- (1) 「こども手帳」贈呈による小学児童の安全・安心への意識付けの取り組み
- (2) 「171」災害用伝言ダイヤルの地域の方々への理解浸透を図るため、行政主催防災訓練駅前周辺、地域イベントへの参加等様々な機会を捉えた周知・啓発の取り組み
- (3) 小学校などでの公衆電話教室の開催、町内会・自治会等での講演会・説明会の開催
- (4) 地域環境クリーンキャンペーン、スポーツ大会支援等地域での社会貢献活動の取り組み